

区域外就学承諾制度

相模原市では、市外に住民登録地がある場合においても、児童生徒に個々の事情があり、以下の要件に該当する場合、保護者の申立てにより、相模原市立の小中学校等へ就学できる「区域外就学承諾制度」があります。詳しくは、学務課までお問い合わせください。

なお、申請受付窓口は学務課です。

○区域外就学承諾の要件

- (1) 以下の区域外就学承諾基準のいずれかに該当すること
- (2) 児童生徒の通学の安全が確保されていること
- (3) 児童生徒に著しい負担が伴わないこと
- (4) 区域外就学先の学校の受け入れ態勢が整っていること

○区域外就学承諾基準

	区域外就学承諾基準	申立て時に保護者が用意する書類	許可期間 (最長)	申立て時の 注意事項
1	年度の途中で転出した場合	住民票の写し	年度末まで	①
2	児童生徒が一時的に細則第6条に規定する通学区域(以下「通学区域」という。)外に居住する場合	売買契約書又は賃貸契約書等(コピー可) 住民票の写し	必要な期間	
3	児童生徒が学年途中で転居を予定しており、転居先の通学区域に係る学校へ通学する場合	売買契約書又は賃貸契約書等(コピー可) 住民票の写し	転居を予定している年度の当初から年度末まで	
4	自宅に帰っても、月平均12日以上児童を保護する者がいない場合(両親の帰宅まで親戚の家に預けられている場合や勤務先や店舗等で児童を預かる場合。小学校又は義務教育学校1～6年生に限る。)ただし、保護者が産休や育休等、一時的に休職している場合であって、復職する時期等が確認できた場合に限り、就労しているものと取扱うことができる。	①保護者の就労証明書 ②児童預かり申立書 ③重要事項同意書 ④住民票の写し ※障害や傷病等により児童の保護ができない保護者については、就労証明書に代えて、医師の診断書等の提出を必要とする。	卒業まで (義務教育学校は前期課程の修了まで(※1))	③
5	指定された小学校又は義務教育学校の通学区域外に所在する民間児童クラブ等(日常的に児童を預けることができる事業所)への入会が認められた場合	①保護者の就労証明書 ②児童クラブの入会承認通知書(コピー可)	卒業まで (義務教育学校は前期課程の修了まで)	③

	(指定された学校から児童クラブ等への移送が行われている場合を除く。)	③重要事項同意書 ④住民票の写し	(※1))	
6	いじめやトラブル、その他個別の事情により、児童生徒の心身の健全な発達に対して深刻な影響があり、教育的配慮を要すると教育委員会が判断した場合	在籍校長の意見書等 住民票の写し	卒業まで (義務教育学校は各課程の 修了まで(※ 1))	②、③
7	児童・生徒に身体的理由がある場合(病 気治療等)	①医師の診断書等 ②住民票の写し	卒業まで	③
8	北里大学病院入院による院内学級入級 の場合	住民票の写し	必要な期間	
9	4～7の理由により、変更された兄弟 姉妹と同じ学校へ通学する場合(義務 教育学校においては、同じ課程に在籍 する場合に限る。)	住民票の写し	兄弟姉妹が許 可された期間	③

※1 義務教育学校の課程

義務教育学校は、義務教育9年間の一貫した教育を行う学校で、1～6年生(小学校段階に相当)を前期課程、7～9年生(中学校段階に相当)を後期課程と区分しています。

【申立て時の注意事項】

- ①: 事前に通学している学校へ相談してください。市外への住民異動届(転入)の手続き後に申請してください。
- ②: 事前に通学している学校に相談し、十分な話し合いを行ってください。
- ③: 複数年度にわたって区域外就学を行う場合は、年度ごとに手続きが必要です。